

# 令和7年度地方自治体における情報システム(生活保護)の 標準仕様書改定に向けた調査研究業務一式 第3回検討会 議事概要

日 時：令和7年8月4日(月) 14:00～16:00

場 所：オンライン開催

出席者(敬称略)：

(構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二、横浜市、  
柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、中野区、新宿区、福岡県、行田市

(オブザーバー)

北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社 IJC、株  
式会社法研、株式会社熊本計算センター、総務省、デジタル庁、厚生労働省社会・援  
護局保護課

(事務局)

アビームコンサルティング株式会社 (以下、アビーム)

## 【議事次第】

1. 開会
2. 議事
  - (1) 第6回全国意見照会の結果共有
  - (2) その他
3. 閉会

## 【配布資料】

資料1 第3回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料

資料2 全国意見照会回答票(生活保護システム)

資料3 全国意見照会回答票(レセプト管理システム)

資料4 標準仕様書 2.2 版 (案) \_生活保護システム

資料5 標準仕様書 2.2 版 (案) \_レセプト管理システム

## 【議事概要】

<主な意見交換の概要>

### ■議事(1)について

- 全国意見照会で寄せられた意見に対する事務局の検討方針詳細、標準仕様書 2.2 版への反映有無、反映内容についてご意見があれば伺いたい。(庄司昌彦氏)

- 資料5「標準仕様書 2.2 版（案）\_レセプト管理システム」にて東京都が述べている、「健診情報連携の機能要件として、「被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金所管）に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること。」とされているが、NDB 連携用ファイルの削除もできるようにしていただきたい。」という意見について、当社も同意見である。意見に対する事務局の回答は、既に機能 ID:0350177 に「被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（社会保険診療報酬支払基金所管）に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること」という記載があり対応は不要となっているが、現状 NDB 連携用ファイルは特定健診等データ収集システム(社会保険診療報酬支払基金所管)の画面上でのみ削除可能な状態であり、インターフェイスファイルの連携によって削除できない状況である。NDB 連携用ファイルを削除できるようにする機能を実装する場合、特定健診等データ収集システム(社会保険診療報酬支払基金所管)を改修する必要があるため、回答を再検討してほしい。(富士通 Japan)
  - 承知した。貴社より意見を伺う機会を改めて設けつつ、検討方針詳細の内容をベンダ各位の意見を踏まえて再検討する。(アビーム)
  - 了解した。(富士通 Japan)
- 標準仕様書 2.2 版の適合基準日(令和 11 年 4 月 1 日)が 2.2 版の改版から約 3 年半後になるが、2.1 版の改定項目の全てにシステム改修対応しなければ、2.2 版の改定項目についてのシステム改修が出来ないという考え方なのか。それとも、2.1 版の改定項目についてシステム改修することなく、先行して 2.2 版の改定項目のシステム改修をすることも可能という考え方なのか伺いたい。2.1 版の改定項目全てに改修した後でないと 2.2 版の改定項目に改修できないという考え方は有効性に欠けるという想定である。一方で、各版の適合可能な部分から適合させるとバージョン管理が難しくなると考える。(後藤省二氏)
- 2.1 版の改定項目についてシステム改修する前に、2.2 版の改定項目についてもシステム改修できるという認識である。(アビーム)
  - 認識が正しいかどうか念のためデジタル庁にも伺いたい。(庄司昌彦氏)
  - デジタル庁が出している資料「標準仕様書と適合確認に関する考え方」では「令和 7 年度末までに、適合基準日が令和 8 年 4 月 1 日とされている機能について、適合確認を行うこと。なお、その際、令和 8 年 4 月 1 日を越える適合基準日となっている機能についても先行して実装することは妨げない。」と記載しており、2.2 版の改定項目の一部を事前に実装することは問題ない。(デジタル庁)

## ■議事(2)について

- 第 6 回全国意見照会を実施した際に全国自治体向け移行状況調査を実施していたが、その結果報告及びフィードバックはいつ頃にどのような形式で公開されるか伺いたい。(横須賀市)
- 全ての自治体から回答が集まっていないため、集計中である。今後は事務局から継続的にリマインドを実施予定である。ある程度回答が集まった段階で、第 4 回もしくは第 5 回の検討会の場にて結果を共有する。(アビーム)
  - 了解した。(横須賀市)

- ベンダ各社から出ている経過措置申請について、対応時期、検討時期は今後公開されることはあるか伺いたい。(北日本コンピューターサービス)
  - 各事業者からの経過措置申請について、デジタル庁から内容の共有を受け事務局でも確認を行ったところである。経過措置申請に関する進め方について、デジタル庁から共有事項があれば伺いたい。(アビーム)
  - 経過措置申請については当庁で受理し、順次確認結果通知等を送付している状況である。なお経過措置の対象となった機能の取り扱いについては、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき制度所管省庁にて令和9年度末までに所要の検討を行うこととしている。今後、制度所管省庁と共に経過措置の対応に関するスケジュール等も整備していきたい。(デジタル庁)
  - 各事業者からの経過措置申請について、事務局側で概ね内容は把握している。実際に経過措置に該当するものを踏まえて、今後の対応は検討していく想定である。(アビーム)
  - 経過措置申請を出している機能の中には、仕様が不明確である機能や実装が困難な機能があり、実装のためにはより仕様の記載を詳細にする必要があると考える。申請された機能の記載を残すのか、削除するかの検討も含めて対応してほしい。(北日本コンピューターサービス株式会社)

以上